



2026.1.27 第7回期日

— 大深度法認可取消請求事件 —

取消事由 法16条3号

大深度法16条3号(公益上の必要性)

テレワークの普及

- 本件認可(2018年)以前から、国を挙げてテレワークの推進
- 企業におけるテレワーク導入率:2004年 8.5% → 2018年 20.1%
従業員数が2000人以上の大企業
2017年 38.7% → 2018年時点で46.1% → 2019年時点で60.8%
- 導入理由
「勤務者の移動時間の短縮・混雑の回避」が約半数

取消事由 法16条4号

大深度法16条4号(事業遂行への十分な意思と能力)

総工費

2018年3月 5兆5235億円

2021年4月 7兆482億円

- ・その時点で合理的と考えられる要素を盛り込んだの精査
- ・難工事への対応

2025年10月 11兆円

開業時期

2018年 3月 2027年

2025年10月 2035年以降(試算のために便宜上仮置き)

2025年10月品川区での隆起事故

- トンネル掘削箇所ほぼ真上に位置する区道で
車道と歩道との間に**最大約13センチの段差・幅約10メートル**の隆起
- JR東海は工事を中断
- 同年12月、掘削工事の
不十分な施工管理が原因と発表
- 工事開始直後からトラブルが相次ぎ
約500メートルを掘削するのに4年



＜発生時の様子＞

憲法29条2項違反

被告

大深度法25条で設定された使用権は、当該土地に係る所有権と論理的に両立

⇔ 土砂等は土地の構成部分として土地所有権の対象

大深度法に基づく本件認可による使用権の設定

= 地表を支える大量の土砂等を所有者の同意なく奪取

⇒ 財産権の侵害

平穩生活権

生活上、利用する地面に突然、穴が開く等して
生命・身体・財産を奪われる不安や恐怖を
抱くことなく生活する権利

被告：仮に権利性を認めたとしても、大深度法に基づく使用の認可によって、『生活上、利用する地面に突然、穴が開く等して生命・身体・財産を奪われる』
現実的な危険が切迫し、具体化しているとはいえず、原告らが平穩な生活を送ることが侵害される具体的な危険が発生したとは認められない

平穩生活権についての裁判例

廃棄物処分場の差止訴訟

生命・身体に対する侵害の危険が、一般通常人を基準として
不快感等の精神的苦痛だけでなく
平穩な生活を侵害していると評価される場合には
人格権の一種としての平穩生活権の侵害
として差止請求権が認められると判示
(仙台地決平成4・2・28／熊本地決平成7・10・31など)

原発事故における平穏生活権

通常人ないし一般人の見地に立った社会通念を基礎として・・・

当該移転をしないことによって具体的な健康被害が生じることが科学的に確証されていることまでは必要ないものの、

科学的知見やその他当該移転者の接した情報を踏まえ、

健康被害について、単なる不安感や危惧感にとどまらない程度の危険を避けるために生活の本拠を移転したものといえるかどうか
重要

（前橋地判平成29年3月17日）

本件における平穏生活権

シールド工法による大深度地下のトンネル工事によって
権利侵害が発生する不安や恐怖が

通常人ないし一般人の社会通念を基礎として合理的
と認められる場合には

その不安感は法的に保護されるべきである。

そして、それが侵害されたという場合には

平穏生活権侵害を理由とする損害賠償請求や差止請求ができる

本件における平穩生活権

被告： 地盤状況の難しさに応じた適切な施工を実施すれば

その発生を防止することができるものであったことに照らせば

シールドマシンによるトンネル掘削工事において陥没事故が発生したことをもって
シールドマシンを用いたトンネル掘削の工法自体に危険性があるとはいえない

→ これまで発生した陥没事故の原因は

「地盤状況の難しさに応じた適切な施工を実施」をしていなかった

⇔ 本工事においては、十分な地盤調査が行われ、それに応じた施工が実施

リニア地盤調査

- 大深度地下区間での事前のボーリング調査のうちルート上で行われた本数はわずか12本で、トンネル下端まで達しているものは5本

= 12本が平均4キロメートル以上に1カ所
5本が約10キロメートルに1カ所に相当

- 調査不十分といわれる東京外環道のトンネル下端までのボーリング調査は平均700メートルに1カ所

リニア地盤調査不十分

外環道事故の教訓生かさず

山添議員へ政府答弁書

政府はこのほど、リニア中央新幹線建設にかかわって日本共産党の山添拓参院議員が提出した質問主意書への答弁書を決定しました。それによると、JR東海が進めるリニア中央新幹線建設工事で東京都と神奈川、愛知両県の大深度地下区間での事前のボーリング調査のうちルート上で行われた本数はわずか12本で、トンネル下端まで達しているものは5本しかないことが明らかとなりました。

リニア新幹線は3都県の約50キロメートルは大深度地下で工事が行われます。ボーリング調査は、12本が平均4キロメートル以上に1カ所、5本が約10キロメートルに1カ所に相当します。

陥没事故が起き、地盤を把握する事前のボーリング調査が不十分であったことが指摘されている東京外環道のトンネル下端までのボーリング調査は平均700メートルに1カ所行われています。答弁書は追加のボーリング調査の「計画は有していない」としており、外環事故の教訓が生かされていないことが浮き彫りになりました。

しんぶん 赤旗



(写真) 山添拓参院議員

義務付け訴訟について

取消訴訟

大深度法16条（使用の認可の要件）

国土交通大臣・・・は、次に掲げる要件の**すべてに該当するときは**、使用の認可をすることができる。

①～⑦

取消訴訟

①～⑦のすべてに該当するとの**判断が間違っていた**

⇒ 認可を取り消せ

認可後に生じた様々な事情 ⇔ 取消事由

大深度法29条（使用の認可の取消し）

国土交通大臣・・・は、認可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の認可を取り消すことができる。

② 施行する事業が第16条各号に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなったとき。

行政事件訴訟法（行訴法）

19条1項（追加的併合）

原告は、取消訴訟の口頭弁論の終結に至るまで、**関連請求に係る訴えをこれに併合**して提起することができる。

13条本文（関連請求）

取消訴訟と次の各号の一に該当する請求（以下「**関連請求**」という。）に係る請求とが各別の裁判所に係属する場合において、相当と認めるときは、関連請求に係る訴訟の係属する裁判所は、申立てにより又は職権で、その訴訟を取消訴訟の係属する裁判所に移送することができる。

⑥ その他当該処分又は裁決の**取消しの請求と関連する請求**

行政事件訴訟法（行訴法）

3条（抗告訴訟）

2項：取消訴訟

6項：義務付け訴訟

① 非申請型義務付け訴訟 → 37条の2

一定の処分をすべきであるにもかかわらずこれがされないとき

② 申請型義務付け訴訟

行政事件訴訟法（行訴法）

37条の2（義務付けの訴えの要件等）

- ① 一定の処分がされないことにより**重大な損害**を生ずる恐れ
＋その損害を避けるため**他に適当な方法がない**とき
- ② 重大な損害 ＝ 訴外の回復の困難の程度を考慮
損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案
- ⑤ 行政庁がその処分をすべきことが明らか
or 行政庁がその処分をしないことが裁量権の逸脱又は濫用
⇒ 裁判所はその処分をすべきことを命ずる判決をする